

あきる野市地域生活支援拠点等整備検討委員会（第6回）

1 日 時 令和7年1月23日（木） 午前9時30分～午前10時30分

2 会 場 あきる野市役所 505会議室

3 議 事

対象者の定義づけについて

4 会議録（概要）

対象者の定義づけ等について

（1）第5回委員会における意見と氷山モデルについて

- ・事務局より資料に基づき説明
- ・質疑応答、意見 なし

（2）定義づけについて

- ・事務局より資料に基づき説明
- ・質疑応答、意見

（委 員）うまくまとまった印象を受けた。特性だけでなく環境の表現が加わり、良いものになったと思う。

（委 員）前回の委員意見を反映し、まとめられている。良いものになったと思う。

（委 員）前回の委員意見を踏まえ、わかりやすく改善されていると感じた。ただし、①介護者等の状況と②障がい者の状況の2軸で構成している中、「障がい者が単身で」という記述は障がい者の状況ととれる。また、介護者がいない状況は単身生活に限られるものではなく障がい者のみの世帯も含まれるだろう。

（委 員）環境と特性の記述が加わり改善されている。定義（案）について異論はない。

（委 員）定義を定めることで申請しても却下されることがあるのかと思った。事業がうまく行くことを願うが、“除く”という表現について残念な印象を受けた。

（委 員）対象者の定義を含め、今後はどのような人が支援に繋がらないのかを検証していくことも必要になるだろう。ここまで“単身”との表現について修正の意見があった。本件に関する意見を依頼する。

（委 員）単身という表現はなくても良いように思う。具体例という意味で単身等とする、もしくは記述そのものを消すことが望ましいのではないか。

（委 員）単身等とすることで障がい者のみの世帯を含めた解釈ができるが、やはり本人の状況に含めるべきではないか。

(委員) 全体を読むと単身に限った内容ではなく末尾に等もあるため、現在の記述でも必要な人に支援を届けられる内容になっていると思う。

(委員) 障がい者等という表現も必要だろうか。

(事務局) 障がい者福祉計画では障がい者等としている。他の表記と足並みを揃える場合には障がい者等になる。

(委員) 整備済み自治体の定義では家族等の状況に単身生活が含まれていることから、本人と介護者の状況いずれともとれるのではないか。

(事務局) 今回の定義(案)は、整備済み自治体を参考に介護者等の状況と障がい者の状況の両方が当てはまる場合に登録の対象とすることを想定し、「介護者等と障がい者双方の状況により、緊急時に支援が見込めない世帯」との記述を加えた。介護者がおらず、障害が重度である場合に登録するとの判断ができるようにするため、単身生活等で介護者がいないことを介護者の状況に含めている。主語により障がい者の状況と読み取れてしまうのであれば、「障がい者が単身等で」との表現の削除をしてはどうか。

(委員) 主語で印象が変わるように思う。「介護者がいない」から文章を始めた方がすっきりしている。

(委員) ここまでの協議に基づく事務局の考えを確認したい。

(事務局) 事務局としては介護者等と障がい者双方の状況から判断するため、介護者等の状況の記述を「介護者がいない、もしくは介護者はいるが主たる介護者が負傷等により介護ができない状況となった場合に、他の介護者を確保することができない世帯など」とすること、具体例における記述を「単身生活等で介護者がいない」とすることを提案する。

(委員) その他に委員から意見があった、ただし書きの箇所の再考も必要なのではないか。利用者目線に立ち、排除されるような印象にならない様な修正ができると良い。

(委員) 表記に対する事務局の考えを確認した上で協議したいと思う。

(委員) 基本方針を策定する中で、地域生活支援点の機能の一部は日常的に計画相談支援事業所が行っている支援と類似する部分があるとの意見を複数受けた。そのため地域生活支援拠点は緊急時にその人がどのような支援が受けられるかの道筋を整理し、日常的な支援者をバックアップするような役割を想定している。段階的整備ということもあり、日常的な支援で対応できる場合や他制度で解決できる場合には必ずしも登録の必要はないと考え、ただし書きを加えた。表現については工夫したいと思う。

(委員) これまでの協議過程も含め、事務局の方針は理解しているつもりである。書き方を工夫することでニュアンスが変わるのであれば再考が望ましいのではないか。

(委員) 現在利用している制度で対応できる場合には利用しなくて良いというような趣旨になるだろう。

(委員) ただし書きそのものを削除することはできないだろうか。

(事務局) 定義を読んだときに誤解がない様、明確に伝わる必要があると考える。対象を絞っていることを示すためにただし書きを記述しており、削除については悩ましく思う。

(委員) 現状のサービス等を優先するとの趣旨が伝わることを望ましいだろう。

(事務局) 「除く」との記述について、災害を想定するものは除くという表現は問題がない様に思う。そのため、「ただし災害を想定したものを除く他、関係機関等による協議の結果、地域生活支援拠点以外の制度による支援が検討される場合には、当該制度を優先する」といった修正を提案したい。末尾を優先とすることで、登録できない場合にも他の制度に繋がっていきける印象になるのではないかな。

(委員) 事務局の修正案を聞いて、耳障りが良い印象を受けた。

・承認手続き

地域生活支援拠点等登録者の定義を以下のように修正することについて、委員一同の挙手により承認を得た。

- ① 介護者等の状況の記述を「介護者がいない、もしくは介護者はいるが主たる介護者が負傷等により介護ができない状況となった場合に、他の介護者を確保することができない世帯 など」とすること、具体例における記述を「単身生活等で介護者がいない」とする。
- ② ただし書きについて「ただし災害を想定したものを除く他、関係機関等による協議の結果、地域生活支援拠点以外の制度による支援が検討される場合、当該制度を優先する」とする。

5 閉 会